

## News Release

2019年8月30日

～無配当総合福祉団体定期保険をさらにパワーアップ～  
「健康経営保険料率」が新たに適用可能となります

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長 丹保 人重）は、2019年10月より無配当総合福祉団体定期保険において、経済産業省「健康経営優良法人認定制度」と連動した「健康経営保険料率」をあらたに設定し、認定団体に対する保険料割引制度を導入します※。

本割引制度の導入により、業界最大の損保のお客さま基盤を有するMS&ADグループの強みを活かし、企業の健康経営の取組みを後押しすることで、勤労者福祉の向上に寄与するとともに一層のマーケットの拡大・深耕を図ります。

また、「健康経営簡易チェックシート&診断レポート（MS&ADインターリスク総研株式会社監修）」サービス等、健康経営を目指す企業を支援するメニューを追加し、商品以外の面でも健康経営取組を後押ししたいと考えています。

※適用にあたっては契約者（団体）のお申し出が必要になります。

＜主な改定の概要＞

1. 「健康経営保険料率」

「健康経営優良法人認定制度」により認定を受けた団体に対し、専用の割引制度を導入します。

【保険料例】月払・全員40歳男性、500万円の場合

被保険者数	健康経営保険料率	
	適用あり ( ) 内は「適用なし」の場合との差	適用なし
100名	60,000円(▲0.8%)	60,500円
300名	133,500円(▲3.4%)	138,000円
500名	177,500円(▲4.2%)	185,000円

※団体の規模や人員構成によっては、健康経営保険料率を適用しても、保険料が変わらないことがあります。  
なお、災害総合保障特約には適用されません。

2. 「健康経営簡易チェックシート&診断レポート」

お客さまに「健康経営簡易チェックシート」をご記入いただき、回答内容にもとづき「簡易診断レポート」をご提供するとともに、当社付帯サービスをはじめ、企業の健康経営に向けた取組みの支援メニューについてご案内するサービスです。

以上

本件に関するお問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

経営企画部 広報グループ

営業推進部 法人マーケット推進グループ

商品部 商品販売支援グループ

小林・原

古塚・今村

吉岡

TEL 03-5539-8309

TEL 03-5539-8305

TEL 03-5539-8326

<ご参考 1>健康経営優良法人認定制度について

**健康経営優良法人認定制度について**

「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 健康経営®とは

健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。

出典：「健康経営の推進について」（平成30年7月経済産業省）

2. 健康経営優良法人認定制度とは

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

規模の大きい企業や医療法人等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業や医療法人等を対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門により、それぞれ「健康経営優良法人」を認定しています。

出典：経済産業省ホームページ

<ご参考 2>無配当総合福祉団体定期保険について

**ご契約の内容**

死亡保障	<b>主契約</b> 企業の弔慰金・死亡退職金を保障する部分	従業員が死亡または約款所定の高度障害状態になられた場合、弔慰金・死亡退職金規程等の対象規程に基づいて支給される金額を、死亡保険金または高度障害保険金としてお支払いします。（※対象規程上、高度障害保障がないときは、高度障害保険金はお支払いできません。）
	<b>ヒューマン・ヴァリュー特約</b> 従業員の死亡による企業の経済的損失を保障する部分	従業員が死亡または約款所定の高度障害状態になられた場合、貴社が負担すべき諸費用の財源を確保することを目的として、貴社へ特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いします。この特約は、保険契約者の申し出により、被保険者の同意を得て、主契約に付加して締結します。 <b>企業が負担すべき主な諸費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①代替者の採用、育成に関する費用</li> <li>②代替雇用者が育成されるまでの間の収益低下に備える費用</li> <li>③葬儀に伴う費用 等</li> </ul>
障害・入院保障	<b>災害総合保障特約</b> 障害見舞金・入院見舞金等を保障する部分	従業員が不慮の事故によって、身体に約款所定の障害を受けた場合または傷害の治療を目的として入院した場合に、対象規程に基づいて給付金をお支払いします。この特約は、保険契約者の申し出により被保険者の同意を得て、主契約に付加して締結します。

**ご契約の形態**

- 契約者:企業(団体)の代表者
- 被保険者:役員(または事業主)および従業員
- 主契約死亡保険金受取人:被保険者のご遺族(規程に基づく支給金の受取人)または企業(団体)
- 被保険者の同意を得て保険金・給付金受取人を企業(団体)にすることができます。  
 ※保険金(主契約、ヒューマン・ヴァリュー特約とも)のお支払いにあたっては、被保険者のご遺族または被保険者が請求内容を了知(自署・押印)していることが必要になります。  
 ※給付金(障害給付金・入院給付金)のお支払いにあたっては、被保険者が請求内容を了知(自署・押印)していることが必要になります。

**主契約死亡保険金受取人がご遺族の場合**

